

広島県文化財保護審議会 美術工芸部会 会議議事録

1 日 時

令和元年7月8日（月）午後3時25分～午後4時40分

2 場 所

尾道市役所 4階 応接室（尾道市久保1丁目15-1）

3 出席委員

上菌部会長，棚橋部会長職務代理者，安藤委員，佐竹委員，濱田委員
（秋山委員，伊藤委員，鈴木委員，福田委員欠席）

4 審議事項

広島県重要文化財の指定について

文化財名 木造阿弥陀三尊像（所有者 宗教法人西郷寺）

5 会議の内容

上菌部会長 ただ今から広島県文化財保護審議会美術工芸部会の会議を開会いたします。

本日は，美術工芸部会委員9名中5名が御出席ですので，広島県文化財保護審議会の組織及び運営に関する規程第7条第2項の規定により，会議は成立いたします。

開会に当たりまして，白井文化財課長から御挨拶を頂きます。

文化財課長 本日は，お忙しい中，県重要文化財候補物件の現地調査及び会議に御出席いただき，誠にありがとうございます。

これから，先ほど現地調査をしていただいた，西郷寺の「木造阿弥陀三尊像」の取扱いについて協議していただき，指定の可否について御審議いただきます。

長時間にわたることと存じますが，活発に御意見を賜りますようお願いいたします。挨拶とさせていただきます。

上菌部会長 では，これから，西郷寺の「木造阿弥陀三尊像」の広島県重要文化財の指定の可否について審議します。

最初に，本日の会議の公開に係る取扱いを決めたいと思います。

本日は，審議途中の案件であることから，総会による決定まで非公開ということとし，答申の後，議事録をもって公開するということによろしいでしょうか。

（委員） （異議なし）

上菌部会長 御異議ございませんようですので，本日の会議は，答申までの間，非公開といたします。事務局はそのように取り計らってください。

上菌部会長 それでは審議に入ります。

先ほど，西郷寺において本件文化財の現地調査を行いましたので，その内容については把握できたものと思います。

そこで，広島県重要文化財の指定基準等について，事務局から説明してください。その後で，順に候補物件の内容と指定基準等とを照らし合わせ

て審議したいと思います。

また、審議の結果、「指定が適当」とされたものについては、資料3の調査報告を指定調書（案）として、その内容についても御審議いただきたいと思います。

事務局

資料4を御覧ください。

「参考1」にございますように、重要文化財について、文化財保護法第2条第1項第1号は、「建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料」としています。

「参考2」を御覧ください。

広島県重要文化財について、広島県文化財保護条例第3条第1項は、文化財保護「法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたものを除き、本「県の区域内に存する有形文化財のうち県にとって重要なものを広島県重要文化財に指定することができる」としています。

「参考3」を御覧ください。

絵画・彫刻に関する広島県重要文化財の指定基準については、平成15年3月10日に美術工芸部会が定めた基準により、これまでも指定を行ってきました。絵画・彫刻の指定基準は、「(1) 各時代の遺品のうち制作優秀で本県の文化史上貴重なもの」、「(2) 本県の絵画・彫刻史上特に意義のある資料となるもの」、「(3) 題材、品質、形状又は技法等の点で顕著な特異性を示すもの」、「(4) 特殊な作者、流派又は地方様式等を代表する顕著なもの」、「(5) 本県以外からの将来品で本県の歴史・文化史上特に意義のある資料となるもの」のいずれかに該当するものです。

なお、資料5として、広島県内の国及び県重要文化財に指定されている美術工芸品の種別や、そのうちの彫刻を一覧にしています。

その他の配付資料といたしまして、資料1は、指定申請書の写し、資料2は県教育委員会から県文化財保護審議会に対する諮問書の写しです。

また、資料6～9として、本文化財に関する調査報告書、修理記録、参考文献を添付しています。

資料10は、像内納入品の翻刻検討についての参考資料、資料11は、指定名称検討に係る参考資料です。

以上でございます。

上菌部会長

ただ今の御説明を踏まえ、西郷寺の「木造阿弥陀三尊像」の広島県重要文化財の指定の可否について審議したいと思います。

資料3に、私が濱田委員とともに行った事前調査の結果をまとめております。今後、訂正、追記すべき点があると思いますが、まずは事務局から調査報告を読み上げてください。

事務局

（事前調査報告朗読）

上菌部会長

現時点では調査報告に記載できていませんが、各像に流麗で多様な切金文様が施されていますので、濱田委員の意見も参考にして、「品質構造」に追記したいと考えています。

以上の内容について、御意見、御質問はありませんか。

濱田委員

現状と調査報告の内容に相違がありましたので、「形状」の「①阿弥陀如来立像」の「直立し」を「やや前傾し」に、同じく「③勢至菩薩坐像」の「胸飾（欠失）」を「胸飾」に訂正したほうがよいと思います。

上菌部会長

御指摘のとおり訂正します。また、「品質構造」の「③勢至菩薩坐像」の「頭部全面二材」は「頭部前面二材」の誤りでしたので、併せて訂正します。

- 棚橋委員 調査報告の「納入品」の項目に、追納と考えられる位牌と台座光背寄進状が含まれていません。どこまでを納入品として扱うかという点にも関わってきますが、どのように取り扱いますか。
- 上菌部会長 現時点での調査報告には両脇侍の納入品を記載していますが、中尊の納入品は、位牌についてのみ「品質構造」の末尾に記載しています。指定名称や指定範囲、本指定と附指定の区分にも関わってきますが、いかがいたしましょうか。
- 事務局 一点補足ですが、台座光背寄進状は数十年前に中尊内から取り出し、別保管されていることを聞いています。
- 上菌部会長 過去の指定品で、納入品を有する事例はありますか。
- 事務局 国、県指定の類例を掲載していますが、指定時期や納入品の性格などによって指定範囲や指定名称等の考え方が異なっています。事務局で確認した限りでは、国指定では、納入品は基本的に附指定とされています。県指定の例では、呉市安浦町の仏像の1件が造像当初の納入品を本指定に含めていますが、その他の事例は後世に追納された納入品で、附指定としています。事務局としましては、納入品は附指定が基本と考えていますが、造像当初の納入品の取扱いについては、検討を要すると思います。
- 上菌部会長 この点は指定範囲と指定名称に関わることですが、御意見はありますか。
- 佐竹委員 位牌について、資料11で「江戸期追納カ」としているのは、根拠があるのでしょうか。
- 事務局 先行研究で「江戸期」とされているものがあるため、このように記載しています。
- 佐竹委員 足利尊氏の名が記されていることから、造像された鎌倉時代よりも後の時代に追納されたことには変わりないと思いますが、江戸期の製作と断定するのは難しいことも考えられます。このため、位牌につきましては、年代は明記せず、追納という大まかな区分で示すことが適切かと思います。
- 上菌部会長 位牌の製作年代についてはいったん保留とし、全体の形式や紋の特徴などから検証し、年代判定の根拠となるものが見つければ、最終案までに記載したいと思います。そのほか御意見はありますか。
- 佐竹委員 納入品の印仏願文と印仏包紙上書の読みについて確認させていただきたいと思います。願文につきましては、「ちゝハゝかたへ」まではこれでいいと思いますが、その後の「くやう」としているうち「く」の字が読みづらいです。現時点では、文意から、「くやう」と解釈してもやむを得ないかと考えています。
- 棚橋委員 「くやう」と読むと、「供養」という意味となるため、文意が通りやすいですが、文字の形だけを見ると「く」と読むのは難しく、「し」又は「う」又は「ら」に近いように感じます。古文書の解読は意味と文字の両方からアプローチするので、「く」と読むことも可能ですが、判断に悩むところです。
- 佐竹委員 この点については、中世史が専門の秋山委員の御意見をお聞きした上で、最終的に判断したほうが良いと思います。次に、包紙上書の「内」とされている文字が判断に悩むところですが、私と棚橋委員は「納」ではないか、という意見となりました。印仏を包んだ上から凹凸のある状態で書かれたことは間違いありませんので、きちんとした字は書きづらかったと思います。このため、一見「内」のように見

えても、文意から、「納」と書くことを意図したと考えています。その後の「為奉皆泥仏之御身中入」については、ほかの読み方が思い当たらないので、このように読むしかないと思います。次行の「右廷尉」としている部分については、もう少し調べてみます。

上 藪 部 会 長 これらの判断に迷う箇所については、専門の委員の意見を聞いた上で、最終的に部会として判断するというところでよろしいでしょうか。

(委 員) (異 議 な し)

上 藪 部 会 長 位牌と寄進状については、納入品の項目に明記したほうがよろしいでしょうか。事務局としてはいかがでしょうか。

事 務 局 事務局としましても、本指定、附指定のいずれにおいても、指定理由が明記されていることが望ましいので、追記していただければと思います。

上 藪 部 会 長 それでは、位牌と寄進状についても、納入品の項目に追記します。そのほか、御意見や御質問はございませんか。

(委 員) (な し)

上 藪 部 会 長 それでは、指定の可否についてお諮りいたします。「木造阿弥陀三尊像」を広島県重要文化財に指定することは適当であると認めてよいでしょうか。

(委 員) (異 議 な し)

上 藪 部 会 長 御異議ございませんようですので、指定が適当であると認めます。

次に、指定名称等は、いかがいたしましょうか。申請は、「木造阿弥陀三尊像」となっています。御意見はございませんか。

濱 田 委 員 過去の国指定や県指定の事例に照らしても、申請名称の「阿弥陀三尊像」のみでは不十分だと思います。

上 藪 部 会 長 国指定の安国寺像のように、具体的な名称にしたほうがよいでしょうか。

濱 田 委 員 納入品の印仏願文に「弘安八年」の年紀が発見され、これが本文化財の価値を高めていることが言えますので、指定名称に含めてはいかがでしょうか。

安 藤 委 員 指定名称がどのような意味合いを持つかという点と、指定名称の付け方のルールがあるかという点について教えていただけますか。

事 務 局 指定名称は、県指定における正式名称として、指定書や県報に掲載される名称です。

指定名称の付け方に厳密なルールはありませんが、傾向として、国指定の指定名称は具体的な内容を含むことが多いのに対し、県指定では、詳細な内容を指定名称に含めることはほとんどありません。

納入品は、基本的には、彫刻の附という位置付けになると考えています。ただし、過去に本指定に納入品を含めた呉市安浦町の仏像は、納入品に当該仏像と同等の価値があると判断されたため、「〇〇及び胎内納入品」という指定名称としています。

今回の件では、納入品の性格や位置付けを勘案して、本指定に含めるか、附指定とするか、御審議いただければと思います。

安 藤 委 員 そうすると、本文化財の指定名称については、まずは仏像の美術工芸品としての位置付けと名称を検討し、その上で、納入品が歴史資料として彫刻と同等あるいはそれ以上の価値があるかどうかによって、その位置付けと名称を検討してはいかがでしょうか。

事 務 局 呉市安浦町の仏像は昭和 50 年の指定ですが、その当時は、美術工芸品の指定種別としての「歴史資料」の分類がありませんでした。現在は「歴史資料」の分類が設けられていますので、納入品に極めて高い重要性があれば、「歴史資料」として、本体とは別指定とすることも可能です。

上蘆部会長 あらためて、本件の指定名称はいかがいたしましょうか。

濱田委員 本件の納入品はあくまでも仏像に付随するものですので、国指定の例に準じて附指定とし、指定名称は、資料 11 の名称案のエがよいと思います。

安藤委員 過去の県指定の事例にこだわらなければ、私も資料 11 の名称案のエが適切かと思います。

上蘆部会長 それでは、指定名称は「阿弥陀如来像及び両脇侍立像」、附指定として、納入品を、資料 11 の名称案のエのように各像に分けて品名・員数等を記載するということがよろしいでしょうか。

棚橋委員 「台座、光背寄進状」の「、」は、「・」にしてはいかがでしょうか。

濱田委員 「台座光背寄進状」という記載で意味が通じるので、「、」を削除して差し支えないと考えます。

上蘆部会長 そのほか、御意見ございませんか。

(委員) (なし)

上蘆部会長 それでは、本文化財の指定名称の案としまして、
「木造阿弥陀如来及び両脇侍立像
附 観音菩薩像内納入品
阿弥陀如来印仏 十五枚
勢至菩薩像内納入品
阿弥陀如来印仏 包紙添 十一枚
内一枚に弘安八年二月の記がある
阿弥陀如来像内納入品 (追納)
一、台座光背寄進状 包紙添 一通
一、位牌 一柱」
としてよろしいでしょうか。

(委員) (異議なし)

上蘆部会長 それでは、そのように取り計らいます。
そのほか、本件について、何か御意見はありますか。
指定調書の内容をもう少し整理する必要がありますが、現在の案で御意見や御質問があればお願いします。

濱田委員 先ほどの現地調査の際、上蘆部会長から、両脇侍立像が中尊に向けて少し体をひねらせている点が珍しいとの御説明がありました。この点も指定調書に記載していただければと思います。

上蘆部会長 分かりました。そのほかいかがでしょうか。

事務局 指定調書の文章量が多くなりますので、法量部分などを別表でまとめたり、適宜備考に記載したりすることが可能でしょうか。また、参考文献や調査年月日も含めたほうがよいと思いますので、部会長と事務局で調整しながら指定調書の体裁を整えるということでもよろしいでしょうか。

上蘆部会長 切金の説明を追記する必要もありますので、事務局と調整して指定調書の体裁を整えたいと思います。法量部分につきましては、像高、髪際高を冒頭に挙げておけば、その他の箇所の法量は別記しても差し支えありません。

事務局 指定基準はどれに該当するかを御確認いただけないでしょうか。

上蘆部会長 では、本件につきまして、広島県重要文化財指定基準の 5 項目のどれに該当するか、御意見ををお願いします。

濱田委員 可能性としては、(1)及び(2)、更に、中尊の首の挿し込みの分離箇所が県内では他に類を見ない技法である点、切金のレベルが高い点などから、(3)の顕著な特異性も言える気がします。

- 上藺部会長 私としては、指定基準は最も当てはまる項目を挙げるほうが説明しやすいと考えますが、いかがでしょうか。
- 濱田委員 そうすると、(2)の「本県の彫刻史上特に意義のある資料となるもの」が最も当てはまると思います。
- 上藺部会長 私も同様に(2)が該当すると思います。
- 棚橋委員 調査報告の「所見」に、本件文化財が「基準作」であると記載されているのがその理由でしょうか。
- 上藺部会長 仏像としての造形上の出来映えの良さと、年紀が残されているという点で、広島県内の彫刻史上の基準作となると考えられますので、指定基準に(2)に該当すると思いましたが、いかがでしょうか。
- 佐竹委員 この指定基準を見ると、(1)の場合「本県の文化史上貴重なもの」、(2)の場合「本県の彫刻史上特に意義」があるものとされており、ほかの項目に比べて一般的な評価が高いように感じます。
- 本件については、(2)は確実に該当すると思いますが、(1)はいかがでしょうか。
- 上藺部会長 (2)の「彫刻史上」の価値は説明しやすいですが、(1)の「文化史上」の価値については説明が難しいと感じています。
- 濱田委員 もし、(1)の「文化史上」の価値については、納入品に記された寄進者のことがある程度解明され、地域の歴史文化とどのように関連付けられるかという点の説明が必要だと思えます。
- 上藺部会長 本件では、大檀越の吉近と浄土寺の関係や、時宗における本像の位置付け、尾道における時宗の在り方、一遍との関わりなども考えないといけませんので、(1)の「文化史上」の価値については、現段階では説明材料が十分ではないと思います。
- 佐竹委員 鎌倉期に西大寺律宗や時宗など様々な宗派の影響を受けた尾道の寺院の中で、あるいは時宗寺院の間で、西郷寺や本件文化財がどういう位置付けであるかをある程度説明できるのであれば、(1)を適用しやすいと思いますが、なかなか難しいと思いますので、私も(2)を適用するという事で差し支えないと思います。
- 濱田委員 「たちハなの吉近」については、はっきりしたことが解明されているのですか。
- 上藺部会長 先行研究で、浄土寺納経塔に記された人物と同一の可能性が指摘されていますが、それ以上のことは分かっていません。
- 濱田委員 本件の納入品に歴史資料としての意義付けを行うためには、現時点ではその材料が十分ではないと思います。
- 上藺部会長 今回の指定に当たっては、納入品の歴史資料的な評価については、今後検討すべき点として触れる程度にとどめておいたほうがいいのかと思います。
- 上藺部会長 それでは、本件文化財における広島県重要文化財指定基準の該当項目としましては、「(2) 本県の絵画・彫刻史上特に意義のある資料となるもの」を適用し、指定に向けて手続を進めるということによろしいでしょうか。
- (委員) (異議なし)
- 上藺部会長 それでは、ただ今の意見に沿って、事務局とともに資料の最終調整をさせていただきます。
- なお、本日審議した内容については、次回の広島県文化財保護審議会の総会にお諮りいたします。会議では様々な観点から御意見・御質問を受けることが予想されますので、部会員の皆様と事務局にも補足説明をしていただくことがあるかもしれません。その節は、御協力をよろしくお願ひし

ます。

それでは、事務局にお返しします。

事務局 最後に、白井文化財課長が御挨拶を申し上げます。

文化財課長 本日は、長時間にわたり、熱心に現地調査と御審議いただき、誠にありがとうございました。

今回、「木造阿弥陀如来及び両脇侍立像」を広島県重要文化財に指定することは適当である旨、御意見を頂きました。事務局としましても、指定に向けて準備を進めてまいります。

簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。

事務局 本日は長時間にわたる現地調査と御審議、ありがとうございました。

これをおもちまして美術工芸部会の会議を終了させていただきます。

6 審議結果

「木造阿弥陀三尊像」を広島県重要文化財に指定することは適当であることを会長に報告する。

ただし、指定名称は、次のとおりとする。

「木造阿弥陀如来及び両脇侍立像

附 観音菩薩像内納入品

阿弥陀如来印仏 十五枚

勢至菩薩像内納入品

阿弥陀如来印仏 包紙添 十一枚

内一枚に弘安八年二月の記がある

阿弥陀如来像内納入品（追納）

一、台座光背寄進状 包紙添 一通

一、位牌 一柱」

7 担当部署 広島県教育委員会事務局管理部文化財課文化財保護係

電話 082-513-5021